



# 子どもを預けたいときは

## ★ 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所

問 保育幼稚園課 ☎53-5133

詳しくは、「保育所・認定こども園等入所(園)のしおり」をご覧ください。  
保育幼稚園課、各窓口、保育所・幼稚園・認定こども園等に用意してあります。

乳幼児期は子どもたちが多くの仲間と関わり、様々な活動や体験を通して、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。子どもの健やかな成長を願って、市内保育所・幼稚園・認定こども園等では就学前の教育・保育の充実に努めています。

お子さんの年齢や保育の必要性に応じて1号認定から3号認定までの3つの区分があります。また、認定区分によって利用できる施設や時間がかかります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設・事業
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園短時部
2号認定 (保育認定*)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とされる場合	保育所 認定こども園長時部
3号認定 (保育認定*)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とされる場合	保育所 認定こども園長時部 地域型保育事業(小規模保育等)

\*保育認定(2号認定および3号認定)を受ける子どもは、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、次のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」の2種類による保育の必要量(預かり時間)の認定に区分されます。

保育の必要量の認定	認定基準に係る時間等
保育標準時間 (1日最大11時間の中で必要となる保育時間)	1月当たり120時間以上(1週間30時間以上)の就労を常態とする場合、母親が妊娠または出産後間がない場合、病気、けがまたは心身に障がいがある場合などが対象となります。
保育短時間 (1日最大8時間の中で必要となる保育時間)	1月当たり48時間以上120時間未満の就労を常態としている場合、求職活動、育児休業を理由として保育を希望される場合が対象となります。

— 広 告 —

## 幼児は英語のはじめどき! 楽しく習って好きになる!

### 英語・英会話

幼 小 中

ECCジュニアオリジナル教材で楽しく英語を学びます。

### 中学英語強化

中1 ~ 中3

教科書にそった内容で定期テストの点数アップを目指します。

### 数学・思考力

中1 ~ 中3

定期テストにも対応できる数学的なものの見方・考え方を育成します。

無料体験  
レッスン  
受付中



**ECCジュニア市場教室**

講師:内堀 対象:幼児~中3 米原市市場398-5

**TEL.0749-55-2771**



子どもを預けたいときは

## 幼稚園・認定こども園(短時部)への利用申込みについて

市内の園の利用を希望している満3歳～5歳児までのお子さんがお申込みできます。

※満3歳利用ができるのは、市内私立認定こども園のみです。

## 保育所・認定こども園(長時部)・小規模保育事業所への利用申込みについて

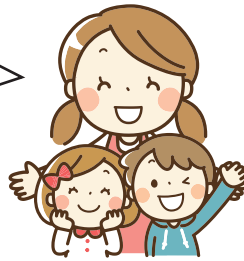
保護者が就労や疾病等の理由で、お子さんの保育が必要であると認定を受けた場合に、保護者に代わって保育所・認定こども園(長時部)等で保育します。0歳から小学校就学前までの乳幼児(小規模保育事業所は0歳から2歳児までの乳児)がお申込みできますが、両親ともに就労しているなど保育の必要な事由に該当する必要があります。

お申込みに必要な書類は、保育幼稚園課、各窓口、市内各保育所・幼稚園・認定こども園等に設置しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

## 保育料について

保育料はお子さんの年齢と保護者の市民税額に応じて市で決定しています。3歳児(市内私立認定こども園短時部を利用する満3歳児を含む)から5歳児までの全てのお子さんの保育料は無料です。また、0歳児から2歳児までを対象に、18歳未満のお子さんのうち出生順が2番目以降のお子さんについては申請手続きにより保育料の軽減等を実施しています。

翌年度の申込みを秋頃に行いますので、広報等をご確認ください。



子どもを預けたいときは

— 告 告 —

シミがついたままの衣料はありませんか？

ぜひ当店でお試し下さい！

●一般衣料クリーニング●  
(ドライクリーニング、ウェットクリーニング)

●和服丸洗い●

一部エリア集配可能です。お問い合わせ下さい。

クリーニング押谷

■営業時間 8:00～19:30  
■休業日 日曜日、祝日

米原市長岡914  
(山東郵便局隣り)

TEL0749-55-0363

米原市 クリーニング押谷 検索



## ★ 一時的に利用できる保育サービス

身近に祖父母や親せきなど子どもを預かってもらえる人がいない場合や、祖父母と同居していても、ご家族の事情により預かってもらいたいとき、子ども連れでの外出に困るときは、託児や一時預かりサービスを利用してみてはいかがでしょうか？

## ★ 市内保育所等での一時預かり

保護者等の急病、冠婚葬祭、リフレッシュなどのため、一時的に保育が必要な場合に利用していただけます。

**対象児童** 6か月から

**実施園** P18～20の一覧をご覧ください。

**時間** 平日 8:30～16:30  
土曜日 8:30～16:30(※大原保育園と長岡学園は12:00まで)

**料金** 半日(4時間以下) 乳児1,500円、幼児500円  
1日(4時間超) 乳児3,000円、幼児1,000円

**申込み** 私立園は利用希望日の5日前までに、公立園は利用希望日の前月20日から5日前までに直接園にお申込みください。

※園の都合により受け入れできない場合があります。

※緊急の場合は御相談ください。

※無償化の適用を希望する方は、あらかじめ手続きが必要です。

☆幼稚園または認定こども園(短時部)では、在籍しているお子さんを対象に幼稚園型一時預かりも実施しています。詳しくは、在籍している園に直接お問い合わせください。(園の都合により受け入れできない場合もあります。)



### 「そろって本当？」 子育ての疑問 Q & A

**Q** 利き手は直した方がいい？

**A** 使いやすい手を使わせてあげて！

以前は様々な物が右手用に作られていたため、右手への矯正が一般的でしたが、最近では左手用の製品も充実しており、不便も無くなってきています。無理な矯正は子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげてください。



## ★ 市内で託児等をしているところ

事業所名	所在地・電話	内容	料金
社会福祉法人 ひだまり	<small>はるぞら</small> 『陽空ひだまり』 米原市米原993番地 ☎55-3131 (法人本部)	遊び場を開放しています。 子育てサークルの会議や活動場所としても貸し出しできます。	半日利用で500円
	『わが家ひだまり』 米原市本郷603番地1 ☎55-3131	遊び場を開放しています。 授乳ができる別室も対応可能です。(要予約)	半日利用で500円
	『青空ひだまり』 米原市能登瀬1332番地1 ☎54-3355	一時預かりを実施しています。 事前登録後から予約可能です。 生後6か月～12歳まで。 送迎は各自でお願いします。	1時間当たり1,000円から (食事とおやつは別料金) ※年齢、時間帯により異なります。



### 「そろって本当？」 子育ての疑問 Q & A

**Q** おむつは早めにはずした方がいい？

**A** 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつせず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



子どもを預けたいときは



## ★ 米原市近隣で託児等をしているところ

事業所名	所在地・電話	内容	料金
ベビーシッター ひまわり組	長浜市 朝日町17番地7 ☎0749-63-5126	生後1か月～12歳までを対象 お預かり可能時間は7:00～ 21:00 最低30分から。交通費要。サー ビス割引あり	1時間当たり1,200円から 15分単位で加算
キッズパーク ながはま	長浜市 八幡中山町 477番地 風の街ビル2F ☎0749-63-1894	生後6か月～就学前まで 月～金曜日の9:00～14:00で 30分単位でのお預かりができ ます。 (年末年始・祝日・小学校の長 期休業中は休業)	一時保育30分500円
NPO法人 保育サービス ドリーム	彦根市 中央町4番32号 ☎090-3844-3856	生後3か月～12歳まで 託児ルーム・利用者宅・サポー ター宅・その他での託児可 24時間保育、一時保育、月極保 育、集団保育も利用可	利用料金は年齢、利用日数 によって異なりますので直 接お問い合わせください。 一時保育1時間900円から
生活協同組合 コープしが 「ささえあい サポート」	☎0120-045-930 FAX0120-739- 502	草刈り、家事のお手伝い、乳幼 児や子どもの見守り、保育園へ の送迎(車での送迎不可)など ※非組合員の方はコープしがへ の加入が必要となります。 受付:月～金曜日 10:00～15:00	1時間1,000円+300円 (運営費1案件1日一律) ※サポーターの交通費が別 途必要です。
企業主導型 保育事業 チャイルドライク ふらっふ	彦根市 芹川町 1430番地10 ☎0749-30-9172	0～2歳児を対象に保育・一時 保育を行っています。 《保育》月～土曜日 時間 7:30～18:30 延長 7:00～20:00 定員 12名 (一時保育児を含む) 《一時保育》 1時間コース 開園時間内で1時間 半日コース 9:00～13:00/ 12:00～16:00 1日コース 9:00～16:00	《保育》 月極34,000～39,000円 《一時保育》 1時間コース 600～1,000円 半日コース 2,050円 1日コース 3,450円 ※1時間・半日コースは預 かりの時間に応じて昼食 代・おやつ代が別途必要 です。 ※土曜日は1時間コースの みの取扱いとなります。
GRIP'S 長浜保育園	長浜市 大辰巳町3-2 ☎0749-53-3555	生後6か月～2歳児まで 時間 月～土曜日 8:00～19:00 定員 12名	企業枠 22,000～37,000円 地域枠 33,000～44,000円 ※料金はお預かり時間等に より異なりますので直接 お問い合わせください。

## ★ ファミリー・サポート・センター

### 米原市ファミリー・サポート・センター

問 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

米原地域福祉センターゆめホール内(米原市三吉570番地)

☎54-3100 FAX 54-3115 ✉sasaesai@maibara-shakyo.or.jp

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助に協力できる人(サポート会員)がそれぞれ会員登録して、必要なときに地域住民同士が有償で子育てを応援する仕組みです。

援助活動は事前に面談を行い、会員がお互いの合意のもとで活動していただきます。

#### ● 利用会員

市内在住または在勤で、生後6か月～小学校6年生までの子どもの保護者

#### ● サポート会員

19歳以上の市民で、子どもの好きな人  
(救急救命講習・事故による子どもの傷害についての講習は5年に1回受講いただきます。その他の講座は受講いただくよう推奨しています。)

**利用料金** 350円/30分～

※ひとり親家庭を対象とした助成制度、幼児教育・保育の無償化による利用料減免制度があります。いずれも、対象となる方は家庭の状況により異なりますので、詳細については子育て支援課までお問い合わせ下さい。会員登録は随時受け付けています。

詳しくはお電話いただくか、市公式ウェブサイトをご覧ください。

### 米原市近郊のファミリーサポートセンター

料金等の詳細については各施設にお問合せください。

#### ながはま・ファミリー・サポート・センター

問 長浜市高田町12番34号 ながはま文化福祉プラザ(さざなみタウン)3階

長浜市社会福祉協議会内 ☎0749-57-6101 FAX 0749-62-1834

長浜市に在住・在勤の方で、生後3か月～小学校6年生までの子どもの保護者(子育ての援助を受けたい人)が利用登録できます。

#### 彦根市ファミリー・サポート・センター(NPO法人保育サービス ドリーム委託)

問 彦根市平田町670彦根市男女共同参画センター ウィズ内 ☎ FAX 0749-24-3920

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町に在住・在勤の方で、0歳～小学校6年生までの子どもの保護者が利用登録できます。

子どもを預けたいときは

## ★ 病児・病後児保育

働きながら子育てをしていて困るのが、子どもが病気になったときです。そんな家庭を支援する事業です。

### 病児・病後児保育室『おおぞら』

問 米原市地域包括医療福祉センター(ふくしあ内) ☎080-8923-7764

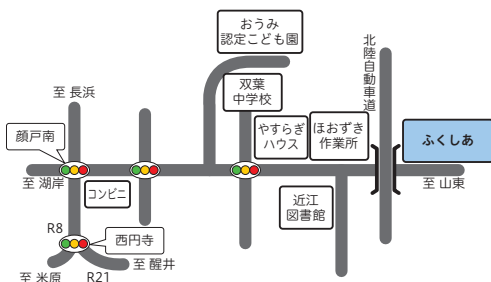
#### 病児保育

入院の必要はないが、病気の治療中であり集団生活ができず、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない場合

#### 病後児保育

病気の回復期であるが集団生活ができず、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない場合

対象	時間・料金
生後6か月～小学校6年生 (市内在住または保護者が市内在勤であること)	月～金曜日(8:30～17:30) ※1回につき連続7日以内の利用 ●4時間以内の場合 1,000円 ●1日(4時間超え)の場合 2,000円 ※別途、給食やおやつが必要ですよ。



※利用をご希望の方は、事前に「米原市病児・病後児保育利用登録申請書」により利用登録をしてください。(利用面談があり、登録に1時間程度かかります。まずは、お電話ください。)  
※利用当日に「米原市病児・病後児保育利用申込書」「米原市病児・病後児保育医師連絡票」の提出が必要です。

子どもを預けたいときは



### 子どもと遊ぼう

床に仰向けに寝かせ、両足を持って、前後に行ったり来たり。最初のうちは、子どもの膝を曲げて押しますが、しだいに自分でつばろうとします。慣れたら左右にゆさぶりながら遊びます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

## ★ 子育て短期入所(ショートステイ)

問 子育て支援課 ☎53-5130

保護者の病気や育児疲れ、育児不安、仕事などの理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、市と契約を締結している児童養護施設等で養育を行います。

### 対象

下記の事由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童

- 1 疾病
- 2 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の心身上または精神上の事由
- 3 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- 4 冠婚葬祭、転勤、出張または学校等の公的行事への参加など社会的な事由

### 期間

7日以内

※預かり施設の状況等により、利用できない場合があります。

### 日額料金

2歳未満児 10,700円、2歳以上児 5,500円(世帯の状況に応じて減免)

子どもを預けたときは



室内で楽しもう! ひと工夫でおうち遊びをENJOY

### ① 折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机の上で立って、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。



用意するもの ★折り紙

## 放課後児童クラブとは…

保護者が就労などにより昼間家庭にいない市内の小学生に対し、放課後などに安心・安全な居場所を提供するためのものです。

受入対象は小学校1年生から6年生までで、保護者が就労・疾病などの事情により昼間留守家庭となる児童です。

### 基本的な開設時間

区分	開設時間
学校授業日	下校時～18:00
長期休業期間	8:00～18:00

### 休業日(開設しない日)

休業日	日曜日、祝日
	8/13～8/15
	12/29～1/3

※学校の振替休日は、8:00～18:00まで開設します。

### 利用区分

区分	利用可能その他サービス		
	夕延長利用	朝延長利用	土曜日利用
	18:00～18:30	7:30～8:00	8:00～17:00
年間利用	○	○	○
長期休業期間利用	○	○	×

※年間利用…1年を通じて利用する場合

※長期休業期間利用…長期休業期間だけ利用する場合

### 土曜日利用

年間利用の方で、土曜日にも利用される場合にご利用いただけます。ただし、事前申込みが必要です。

区分	開設時間	備考
土曜日利用	8:00～17:00	年間を利用される方のみ

※土曜日の開設は、朝延長、夕延長はありません。

※開設場所は、坂田第1児童クラブと伊吹児童クラブです。

子どもを預けたいときは



## 子どもと遊ぼう

子どもをおなかにまたがせ、仰向けに寝ます。膝を立てておなかの力を使い起き上がり、おでことおでこでごっつんこ。親の腹筋の運動にもなります。



**延長利用**

保護者の勤務時間や通勤時間などの都合により、利用時間を超えてしまう場合にご利用いただけます。

ただし、事前申込みが必要です。

※急ぎよ利用される場合は緊急時延長利用(有料)の申込みが必要です。

区分	延長時間
夕延長利用	18:00～18:30
朝延長利用	7:30～8:00

ご利用できる市内の児童クラブは、次のとおりです。  
(令和6年度)

**各児童クラブの名称・小学校区・所在地**

児童クラブ名(愛称)	小学校区	所在地
米原第1児童クラブ (まいはらっ子クラブ)	米原 (※1)	米原市入江296番地(児童クラブ専用棟※旧米原幼稚園)
米原第2児童クラブ (あしたばひろば)		米原市入江307番地 (児童クラブ専用棟※米原小学校敷地内既存棟・新設棟)
河南児童クラブ	河南	米原市枝折77番地(河南小学校内)
坂田第1児童クラブ (さかっこクラブ)	坂田 (※2)	米原市宇賀野273番地(児童クラブ専用棟・旧坂田診療所)
坂田第2児童クラブ (お家笑里クラブ)		米原市顔戸1513番地(近江学びあいステーション内)
息長児童クラブ (近江げんきッズ息長)	息長	米原市能登瀬1339番地(息長小学校内)
大原児童クラブ (はらっば)	大原	米原市野一色1184番地(児童クラブ専用棟・旧大原幼稚園)
山東児童クラブ (ほたるっ子310)	山東	米原市志賀谷1907番地 (児童クラブ専用棟※旧山東生涯学習センター)
柏原児童クラブ (のびっ子)	柏原	米原市柏原2320番地(柏原小学校内)
伊吹児童クラブ (いぶぎっ子クラブ)	伊吹 ・春照	米原市春照37番地(伊吹薬草の里文化センター内) 米原市杉澤817番地(春照小学校内※夏季休業期間のみ)

**※1 米原小学校区**

「まいはらっ子クラブ」と「あしたばひろば」の2クラブからの選択制です。

**※2 坂田小学校区**

「さかっこクラブ」と「お家笑里クラブ」の2クラブからの選択制です。

子どもを預けたいときは



室内で楽しもう! ひと工夫でおうち遊びをENJOY

**② マスキングテープ de 「おうち遊び」**

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。



用意するもの

- ★ マスキングテープ
- ★ おうちにあるおもちゃ



## 令和6年度 保護者負担金(児童1人当たり)

### 「年間利用」をされる方

※年間利用および長期休業期間利用の入会決定後は利用の有無に関わらず、負担金が必要です。

#### 月額基本負担金

区分	負担金額
毎月	10,000円

※緊急時延長は、児童1人につき1回当たり200円(30分単位)が加算されます。

#### 延長利用をされる方

区分	負担金額	
夕延長利用(18:00~18:30)	月額1,000円	
朝延長利用(7:30~8:00)	夏休み期間	期間1,000円
	その他期間	期間 500円

※「その他期間」は、春休み・冬休みです。

#### 土曜日利用をされる方

負担金額	月額4,000円
------	----------

※延長利用・土曜日利用を申込みされた場合は、利用の有無に関わらず、月額基本負担金に上記金額が加算されます。

### 「長期休業期間利用」をされる方

#### 期間別基本負担金

区分	負担金額
学年始休業日(4月春休み)	4,000円
夏休業日(夏休み)	18,000円
冬休業日(冬休み)	4,000円
学年末休業日(3月春休み)	4,000円

※緊急時延長は、児童1人につき1回当たり200円(30分単位)が加算されます。

#### 延長利用をされる方

区分	負担金額	
夕延長利用(18:00~18:30)	夏休み期間	1,000円
	その他期間	500円
朝延長利用(7:30~8:00)	夏休み期間	1,000円
	その他期間	500円

※「その他期間」は、春休み・冬休みです。

※延長利用を申込みされた場合は、利用の有無に関わらず、期間別負担金に上記金額が加算されます。

### その他実費負担額

活動費(おやつ・教材費等)	月額2,000円程度
---------------	------------

子どもを預けたいときは



## 子どもと遊ぼう

赤ちゃんを仰向けに寝かせ、棒状にしたタオルを子どもが手を伸ばして、つかもうとするまで待ちます。タオルの端をつかんだら、少し引っ張ってみます。手を離してしまったら、もう一度チャレンジ。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

## 臨時休校等における対応

### 台風等による臨時休校の場合

安全のため自宅待機が基本となります。やむを得ず自宅で過ごすことができない場合に限り、臨時的に児童クラブを利用することができます。利用される場合は、当日児童クラブへおおむね午前8時以降に連絡をしていただき、受け入れが可能であることを確認してください。

### 大雪による臨時休校の場合

積雪や道路の渋滞状況により受け入れ準備等、地域によって相当な時間を要するところもあり、早い時間での開設が困難なため、児童クラブも臨時休業とさせていただきます。

### 長期休業期間の場合

学校の長期休業期間に台風や大雪による影響が予測される場合、児童クラブ開設の可否については、市においてあらかじめ判断し、各児童クラブから連絡いたします。

### インフルエンザ等により学級閉鎖となった場合

学級閉鎖や学年閉鎖となった場合は、対象の学級または学年の児童は、学級閉鎖等が決まった当日および閉鎖期間中は利用できません。

### 特別警報が発令された場合

非常に危険であり、安全が確保できないため、児童クラブは臨時休業とさせていただきます。

### その他

その他、児童の健康面、安全面を確保するうえで、児童クラブ運営に支障をきたすおそれのある場合は、臨時休業とさせていただきます。

子どもを預けたいときは



室内で楽しもう！ひと工夫でおうち遊びをENJOY

### ③ ちょっと変わった「お絵描き遊び」

いつものお絵描きもひと工夫。色鉛筆やクレヨンをたくさん握って線を引けば、カラフルな虹が描けます。色の組み合わせを利用して、お絵描きの時間も楽しくしましょう。ちょっと変わったお絵描きで、発想力が育まれるきっかけになるかもしれません。



用意するもの

★クレヨンや色鉛筆(カラフルなもの)



# 医療機関・休日診療所

## 子どもが病気にかかったら…

子どもは急に熱を出したり、元気がなくなったりと急変することがあります。すぐに対応してくれる医療機関を知っていると安心ですよ。

### 小児救急電話相談

休日夜間、お子さんのケガや急病で病院に行った方がよいか判断に迷ったとき、アドバイスします。

☎ 短縮ダイヤル **# 8000** または **077-524-7856**

**相談日時** 平日・土曜日 18:00～翌朝8:00  
日曜日・祝日および年末年始(12/29～1/3) 9:00～翌朝8:00

**対象** 15歳(中学生)以下のお子さん

● 電話をする前にお子さんの状況を確認して、状態を伝えられる人が電話をしてください。

- |                                                  |                                                  |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 熱            | <input checked="" type="checkbox"/> 肌の張り、尿は出ているか |
| <input checked="" type="checkbox"/> けいれんの様子、持続時間 | <input checked="" type="checkbox"/> 便の状態、回数      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 顔色           | <input checked="" type="checkbox"/> 食欲やミルクの飲み具合  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 息はゼーゼー苦しそうか  | <input checked="" type="checkbox"/> おう吐の回数、量     |
|                                                  | <input checked="" type="checkbox"/> 機嫌 など        |

### 医療ネット滋賀

今、受診できる医療機関を探せます。

<https://www.shiga.iryō-navi.jp>

滋賀県医療情報案内 ☎ **0749-63-3799**

(自動音声・24時間365日)



QRコードから確認できます！

医療機関・休日診療所

— 広 告 —



## 塚田 医院

INTERNAL MEDICINE AND DIGESTIVE ORGAN

内科・消化器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	/
16:00～18:45	○	△	○	/	○	/	/

【休診日】木曜・土曜午後、日曜、祝日 △:17:15～

**TEL 0749-52-0041**

〒521-0072 米原市顔戸433-1  
<https://www.tsukada-iin.jp/>

■ 疾病の予防と早期発見  
■ 地域のニーズにあった医療

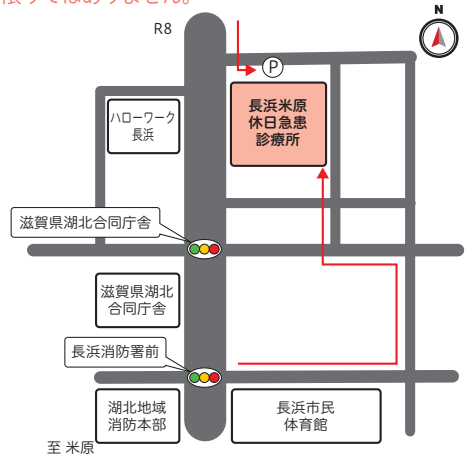
などに力を入れております。  
お気軽にご相談・ご来院下さい。



## 長浜米原休日急患診療所

日曜日・祝日・年末年始の小児科・内科は、まずは長浜米原休日急患診療所で受診してください。  
 ※休日急患診療所が診療を行う時間帯に病院の救急外来(小児科・内科)は原則受診できません。  
 ※重症のおそれや検査・入院の必要性がある場合はこの限りではありません。

- 診療日** 日曜日・祝日・年末年始  
(12/30から1/3)
- 時間** 9:00~12:00/13:00~18:00
- 受付** 8:30~11:30/12:30~17:30
- 持ち物**
  - 健康保険証
  - 福祉医療費受給券
  - お薬手帳
  - 母子健康手帳
  - マスクなど
- 場所** 長浜市宮司町1181番地2  
☎0749-65-1525



## 小児救急医療

湖北地域では、休日や夜間の小児救急診療を「長浜赤十字病院(日赤)」が担当しています。  
 長浜赤十字病院(住所:長浜市宮前町14番7号 ☎0749-63-2111)

### 小児救急診療表

	日	月	火	水	木	金	土
昼間	休日急患 ※	通常診療					日赤
夜間	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤

※重症のおそれや検査・入院の必要性がある場合は、病院の救急外来を受診してください。

緊急性のない軽症の患者さんが救急を受診されると、本来、救急医療を必要とされる重症患者さんへの対応が遅れてしまうおそれがあります。適切な受診に御協力をお願いします。

— 告 告 —

耳鼻咽喉科・アレルギー科

# いけだ耳鼻咽喉科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:30	●	●	●	/	●	○	/
午後 4:00~ 7:00	●	●	●	/	●	/	/

院長: 池田享史

休診日: 日・祝日・木曜日・土曜日午後  
 ○: 土曜日は9:00~13:00迄

彦根市西今町 948-5

## TEL 0749-27-3317

<https://www.ikeda-mimihana.net>

医療機関・休日診療所



# 子育てに悩んだら

「元気にすくすく育てほしい」は、親の一番の願いです。

子どもの成長は一人ひとり違うもの。育児が思うようにいかないことがあっても当然です。ひとりで悩まず、思い切って電話してみましょう。

	名称	連絡先	日時	対応者	相談内容
健康づくり課	すくすくホットライン ※Zoomでも相談できます (事前予約制)	☎53-5125	月～金曜日 8:30～17:15	保健師 管理栄養士	妊娠、出産、子どもの成長、発達に関する相談。育児についての不安や悩みの相談。
	すくすく(育児)相談 ※Zoomでも相談できます (事前予約制)	☎53-5125 (健康づくり課) ☎55-4551 (米原市保健センター)	9:30～11:00 ※日程は「広報まいばら」や「母子保健サービス日程表」を参照ください。	保健師 管理栄養士	子どもの成長・発達・食事(離乳食)や育児不安、ストレスに関することなど
健康づくり課	子育て支援課 子ども家庭センター (旧子育て世代包括支援センター)	☎55-4551 (米原市保健センター)	月～金曜日 9:00～16:00 ※保健師は8:30～17:15	保育士 保健師	妊娠や授乳、離乳食に関すること、子どもとの関わり方など
子育て支援課	子ども家庭支援員による相談	☎53-5130	月～金曜日 8:30～17:15	子ども家庭支援員	子育ての悩み・困りごと、児童虐待、子どもの体や心の発達・気になる行動、親自身や家庭のことなど
	母子父子自立支援員による相談	☎53-5132	月～金曜日 9:00～17:00	母子父子自立支援員	ひとり親家庭等の生活の安定や自立、離婚前、DVなど
米原市地域子育て支援センター	あゆっこ	☎52-1114 FAX52-5131	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00	保育士	子育ての悩み、不安などどんなことでも結構です。 (電話・来所・Webによる相談)
	寺子屋	☎55-3767 FAX55-8222			
	はなばたけ	☎58-1841 FAX58-2003			
	ふたばっこ	☎52-0363 FAX52-5561			
市内保育所・幼稚園・認定こども園	各園の子育て相談	P18～20参照	月～金曜日 および土曜日開園時	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	子育てについてなど
人権総合センター	女性のための相談室『つくし』	☎54-0808 FAX54-3033	毎月第2・4水曜日 事前予約制(定員3人) 1枠13:00～13:50 2枠14:00～14:50 3枠15:00～15:50	精神保健福祉士・臨床心理士で大津在住の女性カウンセラー	DV、パワハラ、家庭や地域など様々な女性の悩み

## ★ その他の相談窓口

あなたの子育てを応援しています。お気軽にご相談ください！！

名称 (各種相談先)	内容	お問合せ先
社会福祉課 米原市 発達支援 センター	発達障がいについての相談機関です。 例えば、次のような相談ができます。 ●「ことばの発達に遅れがある」「自閉的な傾向がある」と言われた。 ●集団に入りにくかったり、周りとのトラブルが多かったりする。 ●子ども同士で遊べない。 ●みんなと一緒にじっと座ってられない。など専門のスタッフが相談に応じます。 まずは電話でご連絡ください。	☎53-5124 FAX53-5119 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15
学校教育課 いじめ 相談 でんわ	いじめられている、いじめを見た、友達のことなどで悩んでいる、学校や勉強のことで聞いてほしい。その他、家族のこと、将来のこと、あなたの悩みを、「いじめ等対応支援員」「学校教育課指導主事」がじっくりと聞かせてもらいます。そして、解決に向けて一緒に考えます。保護者からの相談も受け付けています。	☎53-5150 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15
滋賀県 発達障害者 支援センター (北部センター)	県内の市町及び福祉圏域における発達障害に關する支援体制強化のため、支援者のスキルアップ及び啓発活動を行います。 個別の相談は関係機関や市町の相談窓口を通してお受けすることがあります。	☎0749-28-7055 (不在の場合、南部センターに転送されます。) FAX077-502-2489 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00
こころん だいやる 子ども・子育て 応援センター	育児や進路、いじめ、不登校、非行、虐待など子どもや親の不安・悩みの相談に応じています。相談の内容に応じ、専門性が求められる場合には適切な専門の相談機関をご紹介します。	☎077-524-2030 ※センター対応時間帯のみ対応可 毎日(年末年始除く) 9:00～21:00 ☎0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

### こんな時の対処法

## 🚫 頭を強く打った！

意識がない場合は頭を高くして寝かせ、耳や鼻から血などの液体が出ている場合は出ている方を下にして寝かせます。

その後すぐに救急車を呼びましょう。

※他にも、吐く・顔色が悪い・普段はかかないびきをかくなど、異変が見られる場合はすぐに病院へ連れて行きましょう。



子育てに悩んだら



名称 (各種相談先)	内容	お問合せ先
子育て・ 女性健康 支援センター (社)滋賀県 助産師会	妊娠、分娩、子育て・母乳(マッサージ)、助産師の 紹介・不妊、女性の健康、思春期・更年期の悩みなど に関わる相談に助産師が応じます。	☎077-553-3931 月～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00
彦根子ども家庭 相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●18歳未満の子どもに関する相談</li> <li>●家庭内や夫婦間、配偶者からの暴力(DV)被害 などの女性相談</li> </ul>	☎0749-24-3741 月～金曜日 8:30～17:15
児童虐待 ホットライン (中央子ども家庭 相談センター)	虐待通告、虐待相談	☎077-562-8996 (365日24時間)
こころの 電話相談	家族のこと、仕事のこと、学校のこと、自分の性格 のこと、その他心の健康に関すること等で悩んで いませんか? ひとりで悩まず気軽に相談ください。	☎077-567-5560 年末年始除く毎日 10:00～12:00 13:00～21:00
滋賀県立 精神保健福祉 センター	アルコールや薬物、摂食に関する問題、ひきこも り、対人関係やストレス等の悩みについてなどの 電話相談と面接相談があります。	☎077-567-5010 月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:00 (来所は要予約)
児童相談所 虐待対応 ダイヤル	虐待通告、虐待相談	☎189 通話料無料 (365日24時間)

### こんな時の対処法

## ❷ 胸やお腹を強く打った!

静かに寝かせて、様子を見ます。

打ち身やあざが出来た場合、冷たくしたタオルで患部を冷やしてあげましょう。

※顔色が悪い・吐くなどの異変が見られる場合、救急車を呼ぶか、すぐに病院へ連れて行きましょう。





# いろいろな支援

## ★ 障がいのある子どものいる家庭や、その他の家庭への支援制度

### 米原市発達支援センター

問 社会福祉課 発達支援センター ☎53-5124 FAX 53-5119

発達障がいに関する総合窓口です。米原市にお住まいの発達に気がかりのある方や発達障がいのある方、その家族と、発達障がいに関わる支援者や関係機関への相談支援・発達支援および啓発活動と研修等を行っています。相談の対象は乳幼児から大人です。

乳幼児期から大人まで、生涯にわたって支援が途切れることなく引き継がれることを目指し、家庭で支援情報を保存しておく「相談支援ファイル」の配付を行っています。また、必要に応じて関係機関と連携しながら支援しています。

気になること、心配なこと、どこに相談して良いか分からないときには、ご相談ください。専門のスタッフが相談に応じます。

### 手帳の交付

問 社会福祉課 ☎53-5123

手帳を取得することにより、障がいの程度に応じた医療費助成や福祉サービスを利用できるようになります。

#### ● 身体障害者手帳

病気やけがのために、視聴覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・肝臓機能・呼吸器機能等に永続する障がいがある場合に交付されます。

#### ● 療育手帳

児童相談所等で知的障がいがあると判断された場合に交付されます。

#### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた場合に交付されます。

### 特別児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎53-5132

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者に特別児童扶養手当が支給されます。

※所得制限があります。

※対象児童が施設等に入所している場合は支給されません。

### 障害児福祉手当

問 社会福祉課 ☎53-5123

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする満20歳未満の方に障害児福祉手当が支給されます。

児童が福祉施設に入所している場合や、障がいを理由とした公的年金を受給している場合は支給されません。

※受給者、扶養義務者の前年度の所得によって受給制限があります。3歳未満の場合は認定されないことがあります。※対象児童が施設等に入所している場合は支給されません。

## 自立支援医療(育成医療)

問 社会福祉課 ☎53-5123

満18歳未満の身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すれば将来に障がいを残すと認められる児童であって、治療効果が期待できるとき(適用されない疾患あり)、指定医療機関での治療に必要な医療費について公費負担します。

※所得に応じた一部自己負担金が必要です。所得制限があります。

## 福祉医療費助成制度

問 市民保険課 ☎53-5114

精神または身体・知的に重度の障がいがある方の医療費(保険診療分)の全額または一部を助成する制度です。

※所得制限があります。

## 日常生活のサポート(障がい福祉サービス)

問 社会福祉課 ☎53-5123

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病のある人などが利用できる福祉サービスがあります。ご相談ください。

## 未熟児養育医療費助成

問 健康づくり課 ☎53-5125

満1歳未満の未熟児の指定医療機関での入院医療費および食事療養費について、保険診療の自己負担分を公費負担します。

## ★米原市児童発達支援センターてらす

0歳から18歳までの発達に気がかりのある子どもや、障がいのある子どもと保護者に対し、子どもたち一人ひとりの発達を支援、地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、家庭や地域集団での子育ての支援をする福祉サービス事業です。

受給者証を持っておられるお父さんが対象です

所在地 米原市新庄77番地1 米原市地域包括医療福祉センター(ふくしあ)内

☎51-9013 ※公益社団法人地域医療振興協会が運営しています。

— 広 告 —

社会福祉法人 ひだまり

Instagram ホームページ facebook

放課後等デイサービス 青空ひだまり

放課後やお休みの日に様々な活動を通して新たな経験をしていきます。リハビリや医療ケアも行います。  
米原市能登瀬1322-1

社会生活支援特化型 放課後等デイサービス 陽空ひだまり

小学校入学から高校卒業まで多彩な活動を通して社会に出る準備をします。  
米原市米原993

短期入所 星空ひだまり

ご本人・ご家庭の事情に合わせて宿泊いただけます。

☎0749-54-3355

いろいろな支援

## 児童発達支援 ひまわり

小学校に入るまでの、発達に気がかりのある子どもとその家族を対象に、発達支援を行います。人とのかかわりの中で、子どもが自己肯定感を持って生活できるよう支援します。

## 放課後等デイサービス たいよう

特別支援学校(養護学校)や各学校の特別支援学級に在籍の児童・生徒が、放課後や長期休暇を安心して過ごせるように支援します。

## 保育所等訪問支援 さくらんぼ

保護者からの依頼に基づき子どもが普段在籍している保育所・幼稚園・認定こども園や小学校等へ支援員が訪問し、安定した集団生活が送れるように専門的な支援をします。

## 児童発達相談支援 ふたば

福祉サービス利用のための計画を作成し、受給者証取得のお手伝いをします。また、発達に気がかりのある子どもに対する全般的な相談を受け付けます。

## ★ひとり親家庭への支援制度

### 児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎53-5132

児童を監護しているひとり親家庭の親または親に代わってひとり親家庭の児童を養育している方、父や母に重度の障がいがある児童の家庭に対して支給される手当です。

※所得制限があります。

### 福祉医療費助成制度(ひとり親家庭)

問 市民保険課 ☎53-5114

ひとり親家庭で18歳までの児童とその児童を扶養する父母の医療費(保険診療分)の全額または一部を助成する制度です。

※所得制限があります。

### ひとり親家庭日常生活支援

問 子育て支援課 ☎53-5132

ひとり親家庭の方が一時的に保育や家事などの手助けが必要なときに利用できる制度です。食事の世話・住居の掃除などを支援する生活援助と乳幼児期や学童期の保育をする子育て支援があります。資格を持った家庭生活支援員が出向きます。

※事前登録が必要です。

### ファミリー・サポート・センター利用料助成(ひとり親家庭)

問 子育て支援課 ☎53-5131

ひとり親家庭が米原市ファミリー・サポート・センターに登録し、サポート会員による一時預かりを利用した場合に、その利用料の一部について助成します。

利用した月の翌月から助成の申請ができます。

※ただし、3月利用分は3月中に申請してください。

### 放課後児童クラブ保護者負担金減額

問 子育て支援課 ☎53-5131

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブ保護者負担金の減額措置が受けられます。

※緊急時延長利用料・活動費・保険代は対象外です。

制度を利用される方は、あらかじめ申請書を提出してください。